

仕 様 書

- 1 件名 3次元画像解析用サーバ等機器一式の購入
- 2 品名 別紙「機器仕様等一覧」のとおり
- 3 規格品質及び数量 別紙「機器仕様等一覧」のとおり
- 4 納入期限 令和7年3月31日
- 5 納入場所 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

6 指定場所への納入等

- (1) 購入物品の納入に当たり、機器等の搬入、撤去、据付、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「発注者」という）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
- (2) 購入物品の搬入、据付及び動作確認は、納期までに終えること。
- (3) 設置された購入物品は使用できる状態に調整し、引き渡すこと。

7 費用負担

- (1) 購入物品の搬入、据付、動作確認を始め、装置を使用できる状態に調整して引き渡すまでの一切の費用は、受注者の負担とする。
- (2) 上記(1)に記載する一切の費用には、本仕様書「8 検査」、「9 付帯事項」、「10 妨害又は不当要求に対する届出義務」、「11 グリーン配送に関する事項」及び「12 情報取扱注意項目に関する事項」各条項に記載された設備の設置、必要物品・資材の調達、工事・作業・業務・処置の実施等に伴い発生する全ての費用を含むものとする。

8 検査

- (1) 契約締結後、速やかに本件購入物品の納入日程等について、発注者の指示を受けること。
- (2) 据付後、外部から確認できない機器等については途中で写真撮影等を行い、発注者に提出すること。契約締結後、発注者が指定する検査員（以下「検査員」という。）の指示を受けること。
- (3) 機器の据付を完了したときは、検査員に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。
- (4) 完了検査を受けた後、直ちに納品書を発注者へ提出すること。

- (5) 受注者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から納入物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。上記の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
- (6) 納入検査において合格と認められないときは、受注者は発注者の指定する期日までに装置等の取換え又は補正を行うこと。
- (7) 上記の手続は、いずれも受注者がその負担により行うこととし、据付途中の写真撮影、納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失はすべて受注者の負担とする。

9 付帯事項

その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

(1) 装置据付関連業務

- ア 設置場所については、発注者の指示によること。
- イ 病院施設側電源設備以外に必要な電源設備、給排水設備、配管設備等がある場合、受注者において用意すること。
- ウ 購入物品の搬入、据付、配管、配線、調整、撤去、既存設備との接続については、病院の診療業務に支障をきたさないよう発注者と協議の上その指示によること。また、搬入の際には受注者が立会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復するものとする。
- エ 購入物品の稼動に必要なケーブル及びコネクタ類は全て本契約に含めて用意すること。
- オ 工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールの打合せを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。
- カ 必要に応じて、防火区画を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。
- キ 上記、アからカに関し、不都合が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

(2) 保守体制

- ア 納入検査確認後から1年間は無償保証期間とすること。
- イ 購入物品が正常に動作するように、無償保証期間中は定期的に点検、調整を行い、動作に支障が生じないように努めること。
- ウ 定期的な点検を実施できる体制を有し、緊急時にも迅速な対応を行うこと。
- エ 購入物品の運用を円滑にするための技術サポートを行うこと。
- オ 保守に関わる装置、機器の消耗品及び劣化した部品は交換可能であること。

(3) 教育体制

- ア 購入物品の据付及び調整終了後、発注者の求めに応じ、操作指導者を派遣し、操作トレーニングを必要日数行うこと。また、必要に応じて、導入装置と同式装置にて実際の操作あるいは、オリエンテーションを病院職員が受ける機会を設けること。
- イ 購入物品稼動後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
- ウ 教育訓練及び取扱説明については、発注者が指定する日時、場所で行うこと。
- エ 各購入物品の操作マニュアルは、日本語版を各3部提出すること。

(4) その他

- ア 購入物品に関し必要な耐震対策を講じること。
- イ 購入物品納入後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合は、受注者は、協議に応じること。
- ウ 付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電、照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は、受注者の負担とする。
- エ 無償保証期間中に生じたトラブルは十分把握し期間終了前に完全な機能状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告承認を受けること。
- オ 本契約にて納入する本体及び付属品については、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。
- カ 現有機を廃棄する場合は、貼付されていた固定資産シールを発注者へ渡すこと。
- キ その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜発注者との協議に応じることとし、詳細については、発注者の指示に従うこと。

10 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

11 グリーン配送に関する事項

別記1「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

12 情報取扱注意項目に関する事項

別記2「情報取扱注意項目」を遵守すること。

別紙「機器仕様等一覧」

1				3次元画像解析システム
	1			全般
				3次元画像処理ネットワークシステムは、中期画像保存用DICOMサーバ(以下:中期サーバ)、画像処理サーバ画像処理用ワークステーション(以下:クライアント)で構成されること。
				WSは、指定する画像診断用ビューワクライアントにてアイコンの切り替えにより操作可能であること。(相乗操作ができること。)
				上記の指定する画像参照用ビューワクライアント数は同時30台以上であること。
				専用クライアント端末は5台、予備1台、各々ソフト並びに付属機器を用意すること。なお、この項目に関する具体的な事項及び設置場所については本市担当者と協議すること。
	2			サーバ
		1		筐体としてLenovo ST550相当以上を3式以上有すること。ただし、3D画像作成・管理システムへ同時に30アクセスできるサーバ構成とすること。
			1	NASとしてDell PowerEdge R740xd相当以上を1式有すること。ただし、15TB相当以上の領域とすること。
			2	メモリとして128GB(16x8GB/2R/2666MHz/TruDDR4 RDIMM/CPUx2)相当以上を有すること。
			3	HDDの構成として、4TB 7200 RPM(SATA HDD/3.5インチ)x2 RAID1相当以上を有すること。
		2		OSとして、Microsoft® Windows Server IOT 2019 Standard 日本語版相当以上を有すること。
			1	サーバの為に常時インバータ給電方式の無停電電源装置を有すること。停電時には3分以上電源供給が可能であること。また、本無停電電源装置は停電を通知するアラーム機能を有し、かつ停電した旨をサーバに通知しオートシャットダウンが可能であること。
		3		機能
			1	標準的なDICOM3.0規格のStorage及びQuery/Retrieve等のサービスクラスをサポートする機能を有すること。
			2	PACSサーバと接続し送受信を可能にすること。
			3	画像処理演算を画像処理サーバ本体内部で行い、処理結果のみをクライアントへ転送する機能を有すること。
			4	クライアント端末6台で全く同一な3D処理が可能なこと。
			5	同時に30台以上のクライアントにおいて画像処理が可能であること。
			6	WSにて作成した3D画像等をPACSサーバに転送できること。
			7	電子カルテ端末からの同時アクセス数は30台以上が可能なこと。
			8	各電子カルテ端末上で画像処理を行うのに必要なデュアルソフトウェアのライセンスはフリーとし無償で提供すること。
			9	全電子カルテ端末からアクションボタンをクリックすることでクライアントに準じた3D画像処理が可能であること。
			10	画像処理機能として以下を有すること。
			1	MPR画像表示(スライス厚をリアルタイム変更可能)
			2	CPR画像表示
			3	MaxIP画像表示
			4	MinIP画像表示
			5	RaySum画像表示
			6	ボリュームレンダリング3D画像表示
			7	仮想内視鏡画像表示
			8	自動骨はずし機能
			9	ステレオ表示
			10	CT、MRI及びSPECTとのフュージョン画像が簡便かつ正確にできること。

			11		解析機能として以下を有すること。
			1		歯科解析機能 (仮想的なインプラント、下顎管の表示、マージンの設定が可能であること。)
			2		ADCマップ解析機能 ADC値の表示はROI内の上位、下位共に指定した範囲内のみの値を表示する機能を有すること。
			3		心臓解析機能 (各冠動脈の輪郭は抽出後、外径と同時に石灰化をはずした内径を自動表示する機能を有すること。) (左心室と同時に右心室も解析可能であること。但し、アプリケーションを開きな必ず必要がないこと。)
			4		呼吸器解析機能 (気管支壁から結節までの距離に応じて気管支壁に色付けをおこなう機能を有すること。)
			5		肝臓解析CT解析機能 (1シリーズのみで肝臓を自動で抽出する機能を有すること。)
			6		大腸解析機能 (仮想内視鏡表示、展開ビュー、ストレートビュー、キューブビュー各表示が可能であること。)
			7		嚢胞腎解析機能 (画像読み込みと同時に腎臓全体を自動抽出することが可能であること。)
			8		COVID-19肺炎画像解析 (COVID-19の確信度の判定結果を参照可能であること。)
			9		肺結節検出機能 (肺野、肺葉領域を読み込みと同時に抽出が可能であること。)
			10		直腸解析機能 (仮想内視鏡モードでのシミュレーションが可能であること。)
			11		膵臓解析機能 (膵管の位置関係を3D表示し、切離面の設定から残膵ボリュームや切離面(膵臓直交断面)より膵臓断面積が計測できること。)
	3				ワークステーションクライアント
		1			以下のスペックを満たす専用クライアント端末を6台準備すること。
			1		CPUとして、Intel® Core™ i5-9500相当以上を有すること。
			2		メモリとして8GB DDR4-SDRAM相当以上を有すること。
			3		HDDの構成として、SSD M.2(NVMe)512GB(TLC)相当以上を有すること。
			4		OSとして、Windows® 10 IoT Enterprise LTSC 2019 Value相当以上を有すること。
		2			画像ファイルエクスポート機能 (JPEG,BMP,AVI等) を有すること。
		3			標準的なDICOM3.0規格のStorage、Query/Retrieve、Print Management等各種のサービスクラスをサポートする機能を有していること。
		4			日本語オペレーションが可能なこと。
		5			ソフトウェアの各解析機能は、各クライアントから同時アクセス、同時処理を6人(6台)まで可能なこと。
		6			心臓・脳血管の3D画像作成はワンクリックで、腹部4相撮影による腹部血管の3D画像作成は数クリックで描出できること。
		7			当院の指定するクライアントから既設のドライイメージャにネットワーク接続を行い、画像出力を可能とすること。この時の接続費用については契約者の負担とすること。
		8			各クライアントの使用時におけるパフォーマンスの検証を行い、パフォーマンスに影響を生じる場合には対策を講じること。
		9			以下のスペックを満たす専用ディスプレイを6台準備すること。
			1		24型 カラー液晶ディスプレイ
			2		解像度は(1920×1200)に対応していること。

			3		輝度は350cd/m ² 以上であること。
2					検像システム
	1				全般
		1			CT、MRI検査の画像を確認、修正（DICOMヘッダーへ入るWindow Level、Width等の変更）、登録する検像システムを有すること。
	2				一般撮影画像用の検像クライアント
		1			以下のスペックを満たす専用端末を2台準備すること。
		1			OSはWindows10 Professional以上であること。
		2			CPUとして、Intel® Core™ i5-9500相当以上を有すること。
		3			メモリとして8GB DDR4-SDRAM相当以上を有すること。
		4			HDDはSSD、500GB、RAID-1構成相当以上であること。
	2				以下のスペックを満たす専用ディスプレイを端末1台につき、1台ずつ準備すること。
		1			21.5型液晶ディスプレイ（輝度：250cd/m ² 相当）
		2			2Mカラー21型液晶ディスプレイ（輝度：420cd/m ² 相当）
	3				一般撮影画像以外専用の検像クライアント
		1			以下のスペックを満たす専用端末を3台準備すること。
		1			OSはWindows10 Professional以上であること。
		2			CPUとして、Intel® Core™ i5-9500相当以上を有すること。
		3			メモリとして8GB DDR4-SDRAM相当以上を有すること。
		4			HDDはSSD、500GB、RAID-1構成相当以上であること。
	2				以下のスペックを満たす専用ディスプレイを3台ずつ準備すること。
		1			1Mカラー19型液晶ディスプレイ（輝度：300cd/m ² 相当）
		2			2Mカラー21型液晶ディスプレイ（輝度：420cd/m ² 相当）
3					画像インポート・エクスポートシステム
	1				全般
		1			データ入出力として、自動CD/DVD発行、CD/DVD取込み、DICOMプリントを行う機能を有すること。
		2			病診連携用の自動ラベル印刷及び多数毎連続可能なメディア専用出力機を設置すること
		3			対象データは、院内で撮影した放射線検査画像、内視鏡画像、生理検査超音波画像、心臓カテーテル画像、他院のメディアから取り込んだ検査画像とする。
		4			クライアント端末から、院内の放射線検査画像及び内視鏡画像、生理検査超音波画像サーバに接続し、必要なDICOM画像データをローカルヘダウンドownloadできること。
		5			クライアント端末にて、他院より提供されたメディアから読み込んだ画像を放射線画像サーバ・心臓カテーテル画像サーバ・生理検査サーバ・内視鏡サーバに送信・保存でき
		6			画像インポート・エクスポート用のクライアント端末4台、メディア作成用パブリッシャー3台を追加用意すること。
	2				データ入出力
		1			ラベル印刷機能を有すること。
		2			ラベル印字パターンを作成し、登録できること。
		3			画像データの患者個人情報匿名化機能を有すること。
		4			他院のメディアから画像をインポート、エクスポートできる機能を有すること。
		5			インポートはDICOM画像だけでなく、JPEG画像、BMP画像のデータについてもDICOMヘッダー情報を入力することで、DICOM変換しインポートすることが可能なこと。
	3				クライアント
		1			画像インポート・エクスポート用のクライアント端末は以下のスペックを満たすこと。
		1			OSはWindows10以上であること。
		2			CPUは、i5相当以上であること。
		3			メモリーは8GB以上であること。
		4			SSDは250GB以上であること。
	4				パブリッシャー

		1		メディア作成用パブリッシャーは以下のスペックを満たすこと。
			1	EPSON製 PP-100Ⅲをパブリッシャーとして使用すること。
			2	CD/DVDドライブが2基以上搭載されていること。
			3	定期的な部品交換を行うことにより30万枚のディスク作成ができること。
			4	予備スタックフォルダに100枚以上の CDまたは DVDを保持し、ブランクメディアの補充の手間を少なくすること。
			5	ラベルの印刷はインクジェット方式であり、インクの交換はカートリッジ式で簡便に交換が出来ること。"
		2		IHE PDI に準拠したDICOM Discの作成が可能なこと。
		3		DICOM Disc内には、閲覧用ビューアも同時に記録が可能なこと。
		4		閲覧用ビューア付きDICOM Discと、閲覧用ビューア無しのDICOM Discは任意に作成が可能なこと。
		5		データとCDのラベル書きが同時に行われることで、データとラベルの不一致による患者取り違えを防ぐこと。
		6		使用するCDまたはDVDは汎用品を使用が可能なこと。
		7		特定患者の複数検査を同時に1枚のメディアに保存できること。 その際、CDラベルには患者情報を自動的に付加すること。
		8		オートスパンニング（書き込みデータが複数にわたる場合の自動分割作成）が可能なこと。
		9		メディア作成時にデータの暗号化が可能なこと。
		10		DICOMに規定されているStorage Service Class の SCUおよびSCPとして画像の保存、送信が可能であり、取得した画像は容易にCDまたはDVDで作成が可能なこと。
		11		DICOMに規定されるQuery/Retrieve Service ClassのSCUとして検索、画像取得が可能であり、取得した画像は容易にCDまたはDVDで作成が可能なこと。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第 1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学(以下「本学」という。)への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第 2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|--|--------------------|
| (1)電気自動車 | (2)天然ガス自動車 |
| (3)メタノール自動車 | (4)ハイブリッド自動車 |
| (5)低排出ガス車かつ低燃費車 | (6)燃料電池自動車 |
| (7)車両総重量 3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8)クリーンディーゼル自動車 | (9)プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10)低排出ガス車 | (11)低燃費車 |
| (12)超低PM排出ディーゼル車 | (13)LPガス貨物自動車 |
| (14)車両総重量 3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15)その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得な

い理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実にかつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守

秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

受けなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を